

## 西大泉五丁目緑地の都市計画の原案について

### 1 概要

区は、生産緑地および長年にわたり民間遊び場として区民に利用されてきた草地を含む、良好なみどりの空間を形成している約 1.4ha の区域を将来にわたり保全するため、以下のとおり都市計画を変更する。

### 2 都市計画の変更内容

西大泉五丁目地内の約 1.4ha を、都市計画緑地として追加する。

3 名称 東京都市計画緑地 第 84 号 西大泉五丁目緑地

4 所在地 練馬区西大泉五丁目地内

5 計画面積 約 1.4ha

### 6 今後の予定

平成 23 年 7 月 27 日 練馬区都市計画審議会へ原案報告

8 月 2 日 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付  
～8 月 23 日

8 月 31 日 都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）

9 月 上旬 東京都知事協議手続き

10 月 上旬 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付  
～（2 週間）

11 月 上旬 練馬区都市計画審議会付議

11 月 下旬 都市計画変更・告示

※ 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付については、区報 8 月 1 日号に掲載するとともに、区ホームページで周知する。

### 7 添付資料

都市計画原案の理由書	P 3
計画書	P 4～ P 5
位置図	P 6
計画図	P 7
参考資料	P 8

# 都市計画の原案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画緑地 第 84 号 西大泉五丁目緑地

## 2 理由

練馬区みどりの基本計画（平成 21 年改定）では、大規模な公園緑地の整備により、多様なレクリエーション活動の展開や災害時の避難場所の確保をすすめることとしている。あわせて、生物多様性の向上に向けて樹林地や農地だけではなく草地も確保し、表土の保全を図ることとしている。また、練馬区長期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）においても、練馬らしいみどりを保全し、拠点となる公園緑地を整備しみどりと水のネットワークを構築することを目指している。

計画地のある西大泉五丁目地域は、宅地化が進行し、みどりが減少している地域である。練馬区都市計画マスタープラン地域別指針（平成 15 年 6 月）において、本地域は、農地、樹林地、みどりの多い住宅地を維持しつつ、防災や交通の安全性に対する取り組みが重要とされている。

本計画地は、昭和 52 年から民間遊び場として開放されてきた約 3,000 平方メートルの草地と約 8,000 平方メートルの生産緑地からなる、当地域で最大の連続した大きなみどりの空間となっている。これらの緑地を保全し、公共空地を確保することは、地域の景観の形成のみならず、防災機能の向上にとっても重要である。

こうしたことから、当該地域の防災機能の向上と豊かな景観の形成を図るため、都市計画緑地の配置および保全について検討した結果、本計画地約 1.4 ヘクタールを都市計画緑地に追加しようとするものである。

東京都市計画緑地の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画緑地に第84号 西大泉五丁目緑地を次のように追加する。

名 番	称		位 置	面 積	備 考
	号	緑 地 名			
第84号		西大泉五丁目緑地	練馬区西大泉五丁目地内	約1.4ha	遮断の用に資する 緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

生産緑地および草地を含む区域の配置および保全を検討した結果、防災機能の向上と豊かな景観の形成を図るため、都市計画緑地を追加する。

新 旧 对 照 表

名 番	称		位 置	面 積	備 考
	号	緑 地 名			
第84号		西大泉五丁目緑地	練馬区西大泉五丁目地内	約1.4ha	追 加

東京都市計画緑地 第84号 西大泉五丁目緑地 位置図 [練馬区決定]

原案



9

凡例



今回計画変更区域

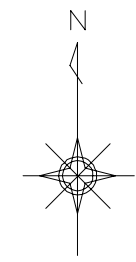
第84号 西大泉五丁目緑地

縮尺：1/10000

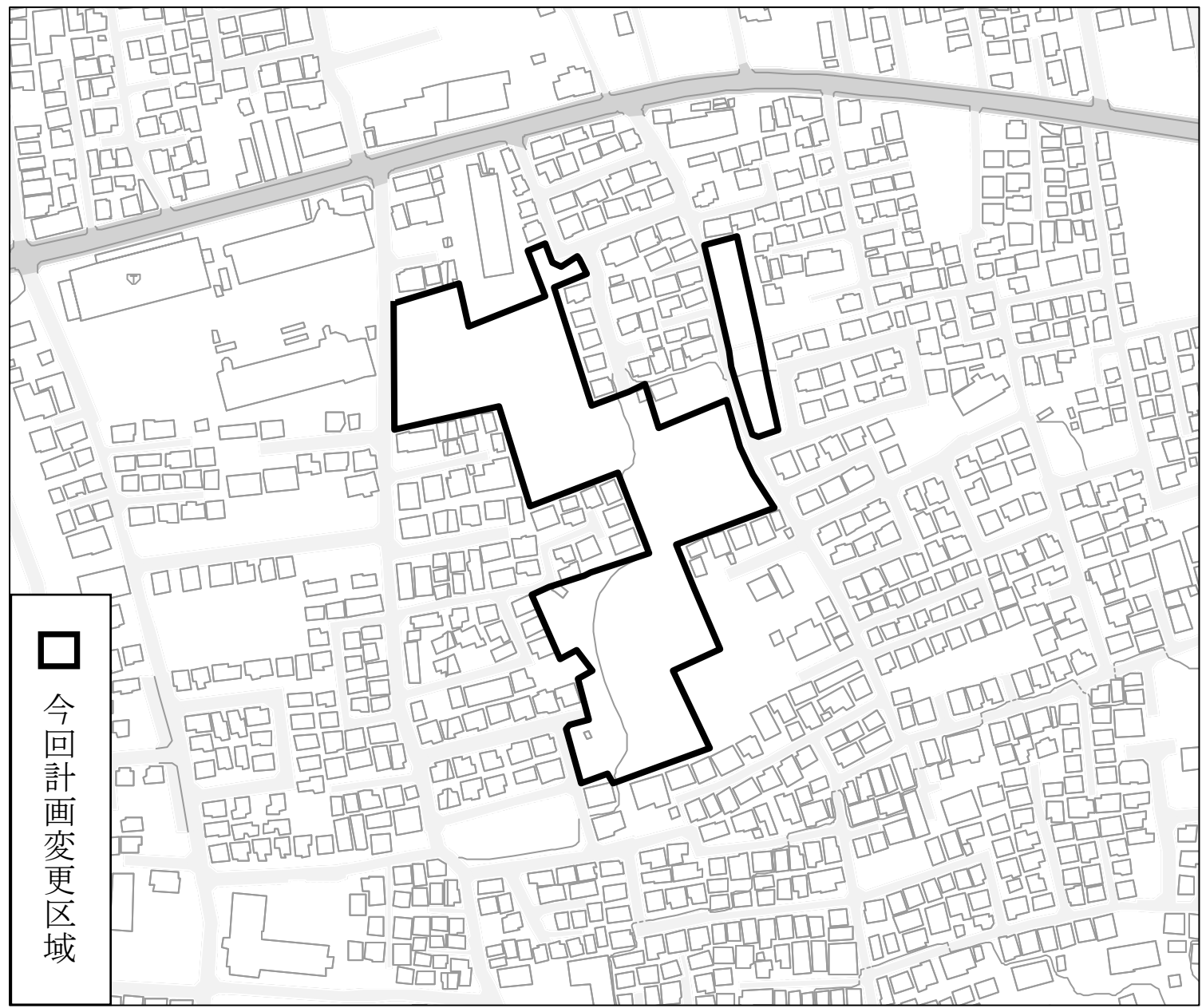


# 東京都市計画緑地計画図(原案)

## 第84号 西大泉五丁目緑地



縮尺二千五百分之一



□ 今回計画変更区域

7

「この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と東京デジタルマップ㈱が有しています。(承認番号: 16 東デ共許第 006 号・23) この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を複製したものである。無断転貸を禁ずる。(承認番号) 23 都市基交第 151 号」

# 東京都市計画緑地 第84号 西大泉五丁目緑地 現状写真

8

